

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

みやけ発ローカルスタートアップ推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県三宅町

3 地域再生計画の区域

奈良県三宅町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

三宅町は平成29年度に過疎認定され、人口減少、高齢化という課題に直面している。行政の体力も低下し、行政の金銭的補助がなくても持続可能な活動を行っていきけるよう、また、人がいなくなっても、あるいは会社勤めを辞めても働くことができる環境を整備し、「稼ぐ」ということに力を入れていきたいと考えている。

その中の取り組みとして、ビジョンを体現する施設「三宅町交流まちづくりセンターMiiMo」（以下、「MiiMo」）を建設し、2021年度より運営を開始している。MiiMoにはコワーキングスペースを備え、町内のビジネスにつながる取り組みの拠点としての機能を期待し、コロナ禍におけるテレワークやワーケーションなど新しい働き方にも対応できるようにしていたが、利用率の向上に繋がっていない（月間の利用者数：延べ40人程度）。あわせて、コワーキングスペースには会社の設立登記が可能なサービスも用意しているが、活用実績がない。

また、町内の地場産業においては後継者不足が課題となっており、かつて野球グローブの生産が盛んで、三宅町を含めた奈良県でのグローブ製造が国内生産の90%を占めていた最盛期（1970年頃）には町内に100を超える工場が存在していたが、現在は半数以下に激減している。このような事象は農業などの分野においても共通しており、耕作放棄地も課題となっている。一方で町内の企業数も少なく、面積が小さい（約4.06km²：日本で2番目に小さな町）こと等の規制が多く大規模な開発が構造上困難である。さらに町外への通勤者が多数を占めているなど三宅町内において働く人材は人口減少と相まって減少している。

このように三宅町内において働く人が減少していること、あるいは既存の業種においても関わる人が減っていること、そして、時代に応じた新たな働き方に関してノウハウをもつ人材がいらないという課題を有している。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

三宅町では、『第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下、「第2期総合戦略」）の中で、目指す将来像として、「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」というビジョンを定めている。その実は、多様な生き方ができ、自分らしく幸せに暮らすことができるまち（＝「well-being」なまち）を目指すということである。折しも、新型コロナウイルス感染症により、従来の価値観や既存のライフスタイルからの変化が求められる時期に策定したこともあり、既存の枠組みにとらわれない政策が求められる。

「多様な生き方ができ、自分らしく幸せに暮らすことができるまち」とは、住民の暮らしについてはもちろん、町内外問わず、三宅町に関わる人々の働き方についても該当すると考える。町内には先祖代々続く地場産業もある一方、時代の進展により生まれるデジタル技術を活用した新しい仕事、場所にとらわれない仕事の仕方など、働き方に関する多様な選択肢が持てるまちを目指したいと考える。第2期総合戦略における基本目標の1つとして、「次世代につなぐ仕事の仕組みづくり」を掲げ、町として「新しい働き方や仕事（起業・創業、既存企業）の支援」を行うことを謳っており、従来の産業だけではない、三宅町からスタートする新しい産業のサポートを行う。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中で、変化する時流に対応するため、「新しい資本主義」に向けた改革として、「人への投資と分配」や「スタートアップ（新規創業）への投資」を重点投資分野として掲げている。同時に、奈良県との共同プロジェクトである「大和平野中央田園都市構想」の中においても、三宅町内で県立工科大学（仮称）の建設と同時にスタートアップビレッジの建設を予定しており、産学官の連携により「人材育成と雇用の場の創出」を目標としている。

以上のような第2期総合戦略における方向性と国・奈良県の方針を背景として、新しい産業を興す、興したいと考えるアントレプレナーシップ精神を持つ人材を育成する仕組みを構築し、三宅町だけではなく、近隣の地域も巻き込みながら日本全国ひいては世界に飛び立つ人材を育成する。時代が進むとともに複雑多様化する地域課題を解決し、町とタッグを組みながら「スタートアップならみやけ」と呼べるような「みやけローカルスタートアップ」を推進していく体制づくりを目指したい。

【数値目標】

K P I ①	スタートアップ関連企画の参加者						単位	人
K P I ②	本事業によって生まれた事業数						単位	件
K P I ③	自治体・民間企業との連携						単位	件
K P I ④	本事業によって解決した地域課題						単位	件
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	20.00	30.00	50.00	-	-	100.00	
K P I ②	0.00	0.00	2.00	5.00	-	-	7.00	
K P I ③	0.00	1.00	2.00	5.00	-	-	8.00	
K P I ④	0.00	0.00	1.00	2.00	-	-	3.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

みやけ発ローカルスタートアップ推進事業

③ 事業の内容

3カ年計画とし、初年度に起業に関する基礎固めを行う。そして2年目に応用、3年目に実践の場を用意し、3年間通じてイベントや講座を行うことにより、人材育成を行う。対象者は本格的に起業を目指す者だけではなく、起業や働くことに関心をもつ学生、一旦リタイヤしたが、再度新しいチャレンジがしたいと考えている高齢者世代など、世代・性別などの社会的差異を超え、チャレンジしたいと考えている者を想定している。ただし、地域から興るローカルスタートアップを目指すため、町民及び近隣自治体の住民を原則的な対象者とする。

事業の内容としては、1年目は外部より有識者を招聘し、講座やシンポジウムを通じて知見を学び、アドバイスを受ける機会を設ける。2年目は参加した町民を中心として、実際に事業を作成する。事業のサイクルを学ぶことで1年目に得た知見の体験を行い、自走するためのシュミレーションを行う。3年目は2年目に生まれたスタートアップ事業をより具体的に育成する。

特にデジタル分野においては、社会の進展に伴いデジタルが住民の生活に密着しているものであることに鑑み、三宅町のような地方においてもデジタル技術を用い、住民生活やその他のビジネスへの良い影響を及ぼすことは可能と考える。そのためにデジタル技術による地域課題解決のための人材の育成も行う。町内外に「暮らし」や「産業」などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出すための講座なども開催する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業の進展と同時に、地域商社（仮）の設立を進める。地域商社においては、ふるさと納税事業の受託など財源確保するスキームを想定しており、2025年度には設立し、事業を開始する予定。

【官民協働】

人材育成については、産官学の連携により行う。外部からの有識者として各分野から講師を招聘し、時には実際に現地に足を運び、各々がもっている知見を受講者に伝授し、共同して人材育成を進めていく。

【地域間連携】

奈良県及び近隣市町村である川西町・田原本町と連携して行う「大和平野中央田園都市構想」の中においては、三宅町を舞台として、県立工科大学（仮）の設立及びスタートアップビレッジの建設が謳われており、県や近隣市町村と連携したスタートアップに関する取り組みを行う予定。

また、町だけでなく県域全体を巻き込み、ローカルスタートアップを波及させていく。

【政策間連携】

現在行政がもつ課題は、縦割りにより政策間連携できているとはいいがたい。縦割りではなく、ビジネスという視点から、複数の複合化した課題の解決に向き合い、講座だけでない関わりの中で事業化というプロセスを通じ、連携を行っていく。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

DAO、NFTなどデジタル技術（web3）を活用したデジタルとリアル融合による新しいまちづくり

理由①

三宅町のビジョン（＝well-being）を実現するために、web3を活用した取り組みを行うことで、三宅町での取り組みはデジタルでもリアルでも参加することができる、あるいはデジタルをきっかけにリアルで三宅町に行ってみるという流れを生み出し、やりたいことにチャレンジする人材をデジタルでもリアルでも三宅町に集めていく。そして、その人材のやりたいことを通して、ビジネス化を図ることで地域課題に繋げていく。

取組②

スタートアップ人材によるマイナンバーカードを活用した新しいビジネスの創出

理由②

マイナンバーカードの普及に伴い、本人確認などでマイナンバーカードの使用頻度が上がっていくことが予想される。デジタル庁も民間事業者によるマイナンバーカードの活用を推進している中、新たなスタートアップ人材から、新たなアイデアが生まれることを期待する。

取組③

まだ気づいていない三宅町の魅力をデジタル情報発信の専門家らと町の視察を通じて探求する。町の視察を通じてデジタル機器を活用した情報発信を行い、町内外に「暮らし」や「産業」などの領域でデジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出す。

理由③

情報発信のための視察により、普段気が付かない部分の魅力や課題を再発見する。そして検討はデジタル情報発信に長けた専門家を交えて行うため、三宅町に住む住民・三宅町には住んでいない専門ではない人、専門家の多角的な視点より魅力や課題を掘り下げ、それを生かしたり、解決する取り組みに繋げていくことが可能なため。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 8 月

【検証方法】

外部委員で組織する三宅町地方創生推進委員会により、客観的指標を用いたKPIをもとに、事業手法、事業効果等について検証を行う。委員会の意見をもとに、庁内組織である三宅町地方創生本部にて検証を実施する。

【外部組織の参画者】

議会議員、自治会代表者、住民代表（公募）、奈良県職員、総務省地域力創造アドバイザー、大学長、教育委員、町内企業経営者、金融機関関係者、マスメディア関係者、町施設設計者、まちづくりアドバイザー、人事アドバイザー

【検証結果の公表の方法】

ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 37,500 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

5－2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2 に掲げる目標について、5－2 の⑥の【検証時期】に
7－1 に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。